

大分大学医学部附属病院診療記録の開示に関する細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における診療記録の開示に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療記録とは、診療録、処方箋、看護記録、検査所見記録、放射線画像記録、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。
- (2) 診療記録の開示とは、患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

(診療記録の開示)

第3条 患者等から当該患者の診療記録の開示請求があった場合は、病院長は、原則として開示を行うものとする。ただし、診療に伴う教育・研究に関する情報については、開示する診療記録の範囲に含まないものとする。

(診療記録の開示請求者)

第4条 診療記録の開示を請求できる者は、原則として患者本人とする。ただし、次の各号に掲げる者は、患者本人に代わり開示を請求できる。

- (1) 患者本人の法定代理人
- (2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (3) 患者本人から代理権を与えられた親族又はこれに準ずる者
- (4) 成人の患者で合理的判断ができない場合は、現実に当該患者の世話を行っている親族又はこれに準ずる者
- (5) 患者が死亡した場合は、患者の配偶者、子、父母又はこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）

(診療記録の不開示事由)

第5条 病院長は、次の各号に掲げる事由があると認める場合には、診療記録の開示を行わないものとする。

- (1) 診療記録の開示が、患者本人以外の第三者の利益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 診療記録の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき。
- 2 前項に掲げる事由のほか診療記録の開示に疑義があるときは、大分大学医学部附属病院診療情報提供委員会において審議し、開示の可否を決定する。この場合において、委員会は、必要に応じて有識者の意見を聴くこととする。

(手続)

第6条 診療記録の開示請求者は、別に定める診療記録開示請求書を病院長に提出し、院内で開示に支障のないことが確認された後、所定の場所にて診療記録の閲覧又は写しの交付を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、複写にかかる費用は、大分大学医学部附属病院諸料金細則（平成 21 年医学部附属病院細則第 4－44 号）に定める。

（雑則）

第 7 条 この細則に定めるもののほか、診療記録の開示に関し必要な事項は病院長が別に定める。

附 則（平成 21 年医学部附属病院細則第 4－16 号）

- 1 この細則は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院における診療情報の提供に関する実施要項（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則（平成 25 年医学部附属病院細則第 4－12 号）

この細則は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。